

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 22 日 (水) 第 397 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県議会議員選挙における選挙人名簿登録の基準日 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 鹿児島県議会議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日 (選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第9号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令(令和4年政令第352号)第1条の規定により、令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を同年3月30日(ただし、年齢については同年4月9日)と定めた。

令和5年3月22日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同年3月31日からと定めた。

令和5年3月22日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成